

第19回

企業年金・個人年金

日本の年金制度は3階建てであり、1・2階の公的年金が、国民の老後生活の基本を支え、3階の企業年金・個人年金と合わせて、老後生活の多様な希望・ニーズに対応しています。今回は、企業年金・個人年金の種類や拠出限度額、税制の優遇措置等について解説します。

1 「企業年金」と「個人年金」

企業が従業員のために実施する「企業年金」は、退職金と類似した性質の外部積立の退職給付制度として発展してきたものです。一方、個人が自ら加入する「個人年金」は、公的年金に加えて老後の所得を確保したい人の自助努力を支援するための制度です。

2023年の調査では、常用労働者30人以上の企業で、退職年金制度がある企業が23.2%、退職一時金制度のみの企業が51.7%、退職給付制度がない企業が24.8%です。

税制上の優遇があり、拠出時と運用時は原則非課税です。年金として受給する場合は、国民年金や厚生年金と同様に、「公的年金に係る雑所得」として、「公的年金等控除」を差し引いた額が、所得税・住民税の課税対象です。一時金として受給する場合は、「退職手当等」に該当し、勤続年数に応じた「退職所得控除」を差し引いた額の2分の1が、課税対象です。

2 「確定給付型」と「確定拠出型」

企業年金・個人年金制度のうち、「確定給付型

（給付建て）」は、加入期間などに基づいてあらかじめ給付の算定方法が決まっている仕組みです。加入者が高齢期の生活設計を立てやすい反面、運用状況の悪化などで資産の積立不足が発生する場合があります。企業年金では事業主が追加で掛金を拠出して、不足額を埋めます。

一方で、「確定拠出型（拠出建て）」は、あらかじめ定められた拠出額と、その運用収益との合計額を基に、個人別に年金給付額が決定される仕組みです。加入者個々人が運用方法を選択し、運用結果は、加入者個人に帰着します。

企業年金・個人年金制度

	確定給付型 Defined Benefit 将来的な給付額を保証	確定拠出型 Defined Contribution 本人が運用指図を行い、その実績により、給付額が決定
企業年金 企業が従業員のために実施	確定給付企業年金 (DB) 911万人 厚生年金基金 12万人	企業型確定拠出年金 (企業型DC) 805万人
個人年金 個人が自ら加入	国民年金基金 34万人 ・国民年金第1号被保険者 (自営業者等)	個人型確定拠出年金 (iDeCo) 290万人 ・国民年金被保険者 (1号、2号、3号)

人数は加入者数 (2023年3月末)

3 確定給付企業年金 (DB)

確定給付企業年金 (DB) は、適格退職年金や

厚生年金基金を承継した給付建ての企業年金制度として、2001年の「確定給付企業年金法」で創設されました。

実施主体である企業年金基金や事業主が、年金資産を運用し、企業年金を給付するもので、事業主が掛金を拠出し、拠出限度額はありません。規約の定めがあるときは、加入者も、事業主掛金額を超えない範囲で拠出できます。

DBの事業主掛金は、退職給与の外部積立の性質ですから、賃金と同様、全額が法人税で損金算入 (個人事業主は必要経費) できるため、非課税です。ただし、加入者掛金は、実質課税であり、民間の個人年金の保険料と同じ扱いで、他の生命保険料と合算して年間4万円 (平成23年末以前の契約のものは5万円) を上限に、生命保険料控除の対象です。

厚生年金基金は、厚生年金の一部を代行する古い制度で、DBや企業型DCへの移行が進んでいます。

4 企業型確定拠出年金 (企業型DC)

確定拠出年金 (DC) は、拠出建ての年金制度として、2001年の「確定拠出年金法」で創設されました。

DCは、拠出された掛金が個々の加入者の持分として明確化され、加入者が自らの選択によって自己責任で運用し、その運用の結果得られた資産額がそのまま給付額となる制度です。加入者は投資信託など通常の貯蓄商品から自由に選択し



高橋 俊之

日本総合研究所特任研究員
(元厚生労働省年金局長)

て運用します。中途引出しの原則禁止など、資産が老後の所得保障となるための要件を課すことで、税制上の優遇措置が認められています。

DCのうち企業型DCは、事業主が実施する企業年金であり、事業主が掛金を拠出します。規約の定めがあるときは、加入者も、事業主掛金額を超えない範囲で、拠出することが可能（マッチング拠出）です。

企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円です。ただし、DBと企業型DCの両方を行う場合は、月額5.5万円から他制度掛金相当額を差し引いた額です。DCの事業主掛金も、賃金と同様、全額が法人税で損金算入（個人事業主は必要経費）の対象となり、非課税です。

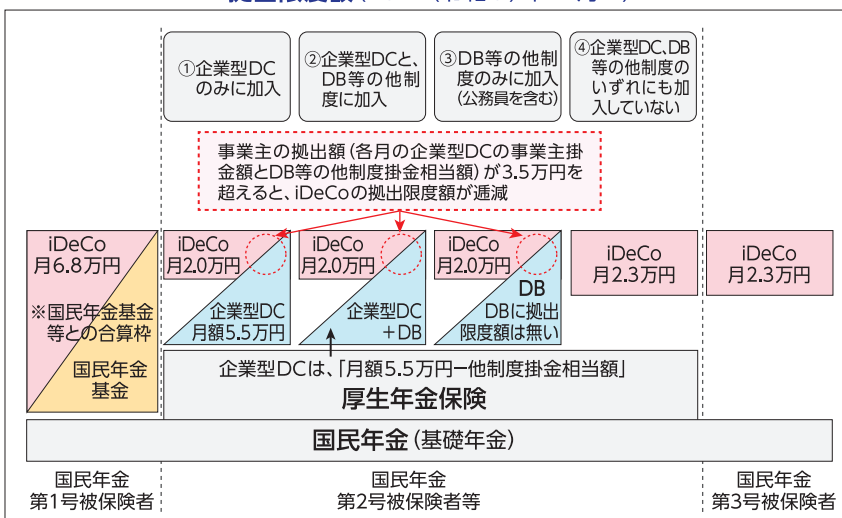
5 個人型DC (iDeCo)

個人型DCは、国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、個人単位で加入する制度で、iDeCo (DeCo) と呼ばれます。

掛金は、加入者が拠出します。ただし、中小事業主掛金納付制度 (DeCo プラス) により、企業年金を実施していない中小企業事業主が、個人型DCに加入する従業員の掛金に上乗せして掛金を拠出することも可能です。

拠出限度額は、国民年金第1号被保険者は月額6.8万円です。企業年金がない第2号被保険者と第3号被保険者は、月額2.3万円です。企業年金がある第2号被保険者は、月額2.0万円（事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額）

拠出限度額 (2024 (令和6) 年12月～)



とDB等の他制度掛金相当額) が3.5万円を超えると、個人型DCの拠出限度額は逦減です。

確定拠出年金 (DC) の加入者の掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となり、所得税・住民税が非課税です。全額所得控除、運用益非課税、給付時の大きな控除という税制優遇のメリットがあり、老後の資産形成に大変有効です。

確定拠出年金 (企業型・個人型) は、加入者本人が運用商品を選択する仕組みであり、第18回 (年金積立金の運用) で説明した長期分散投資

資の考え方が、効果的です。手数料ができる限り安く、国内外の株式・債券など多くの資産に分散投資するインデックスファンドやバランス型ファンドから選ぶことが、おすすめです。

6 国民年金基金

国民年金基金は、自営業者などの国民年金第1号被保険者や、国民年金の任意加入被保険者が、任意で加入する確定給付型の個人年金です。掛金の上限は個人型DCとの合算で月額6万8千円です。

国民年金基金は、国民年金の付加年金を代行しているため、公的年金制度と同様の扱いが適用されて、加入者拠出の全額が社会保険料控除の対象です。社会保険料控除は、生計を一にする親族の掛金を負担した場合も社会保険料控除の対象ですので、本人の所得のみから控除できるDeCoの小規模企業共済等掛金控除よりも、使いやすい場合があります。

7 さらに見る直しの検討

企業年金・個人年金制度は、逐次の改正で充実しましたが、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 (骨太2024)」では、「DeCo (個人型確定拠出年金) の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて、2024年中に結論を得るとともに、手続きの簡素化など加入者・受給者の負担軽減に取り組む。」としており、検討が進められています。

【筆者の新刊書籍「年金制度の理念と構造」(社会保険研究所) と、日本総研の筆者のページ (「日本総合研究所 高橋俊之」でWeb検索) もご覧下さい。】